福山市告示第４１６号

２０２０年（令和２年）５月２８日付け福山市告示第３７２号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように変更し、２０２７年（令和９年）１月１日から施行します。

２０２６年（令和８年）１０月２９日

福山市長　枝　広　直　幹

２　中間検査を行う期間

変更前　２０２１年（令和３年）１月１日から
２０２６年（令和８年）１２月３１日まで

変更後　２０２１年（令和３年）１月１日から
２０２９年（令和１１年）１２月３１日まで

６　適用の除外

変更前　法第１８条第２項又は第８５条の適用を受ける建築物については，この告示の規定は適用しない。

変更後　法第１８条第２項若しくは同条第４項の規定により通知する建築物又は法第８５条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。